

韓国伝統家族における分居的直系 家族の類型化の試み

—日本の家（イエ）における「潜在的直系家族」との比較を中心に—

安 秉 坤

一、はじめに（本稿の目的）

日・韓両国の家族研究は、戦後からずっと欧米の家族との比較研究が多かったが、最近では日・韓両国の家族相互との比較が意識され始めた。それは日・韓両国の人的・物的交流が盛んになってきたばかりでなく、北東アジアにおいて共通する社会・文化的土台があるという自覚からだろう。

本稿の目的は、韓国の伝統的家族の分立においてみられる「分居的直系家族」の実態を分析し、その理論的枠組みの構築を試みることである。また、この韓国伝統家族における「分居的直系家族」を、日本の伝統家族に対する相対的特性として捉えてみるのもうひとつの目的である。

この「分居的直系家族」の韓国伝統家族—「家（チプ）」—におけるほかの構成要因との関係、たとえば「分居的直系家族」と長男の地位とかかわる「長男の祭祀権相続」や「長男の分家」、「婿養子」との関係については、拙稿（1993b）の「韓国伝統家族における長男の地位」をご参照いただきたい。

二、家の周期と「分居的直系家族」（「潜在的直系家族」と「分居的直系家族」）

韓国伝統家族における「分居的直系家族」の存在如何については、拙稿（1993b）の「韓国伝統家族における長男の地位」において確認したことがある。したがって、ここでは、「分居的直系家族」の存在する要因とその理論的背景について調べてみることにする。

まず、日・韓両国の伝統的家族は、ともに典型的な直系家族制をとっていると言われる。しかし

ながら、日・韓両国における家の周期の中においてみると、かならずしもそうではないばかりが出てくる。たとえば、日本の大正期は、家制度がたいへん安定した時期であって、家（イエ）の構成として直系家族制が望ましいとみなされていたにもかかわらず、大正九年（1920年）の核家族（夫婦家族）の占める割合が57.5%であった。また、この日本の核家族率は、それからちょうど50年あとの昭和四十五年（1970年）になっても71.3%となっていて想像するほどの大きな変化ではない。つまり、制度（規範または慣習）としては直系家族制をとっていたものの、実態としては核家族の形態が多かった、ということが言えるだろう。（鳥越皓之、1985、19）

このような状況を、鳥越（1985、19-24）は、制度と実態のズレといっている。また鳥越は、この制度と実態のズレによって、次のような「潜在的直系家族」がでてくることを説明している。すなわち、ある家（イエ）が核家族（夫婦家族）の形態をとっていたとしても、その家（イエ）の人たちの気持ちのレベルにおいては、いわゆる核家族になったとはおもわないというものである。たとえば、長男の家族においてはたまたまおじさん・おばあさんが亡くなったただけであったり、次・三男の家族においてはたまたま自分の親（父母）が長男の家にいるだけである。つまり、自分たちとしては核家族をねらってその形態になったわけではないのである。このような親（父母）と長男または親（父母）と次・三男の家族関係が、「潜在的直系家族」である。

以上のような「潜在的直系家族」は、日本の家（イエ）のみにおいて見られるものではなく、韓国の家（チプ）の周期の中においても同じく存在するものであると言えよう。それは、〈表1〉にお

〈表 1〉 韓国家族の大きさの変化

年 度	全 国	都市地域	農村地域
李朝時代			
1657	3.48	(5.11)	
1717	4.39	(6.96)	
1734	4.31	(5.55)	
1755	4.13	(5.18)	
1783	4.22	(4.90)	
1799	4.26	(4.31)	
1858	4.29		
日帝時代			
1925	5.24	4.46	5.28
1930	5.26	4.71	5.30
1935	5.30	4.78	5.34
1940	5.34		
大韓民国			
1955	5.45		
1960	5.56	5.38	5.63
1966	5.49	5.11	5.70
1970	5.24	4.90	5.50
1975	5.04	4.81	5.27

(注) 李効再、『家族与社会』、經文社、1989、P49、再引用

いて見られるように、1657年から1975年までの韓国における家族の規模の変化からも窺える。すなわち、韓国における家族の大きさの変動が、特に李朝時代（1600年代から1800年代まで）においては典型的な直系家族制をとっていたにもかかわらず、家族の大きさが4人～5人にすぎず、それ以後の変化においてもあまりかわりがないということである。

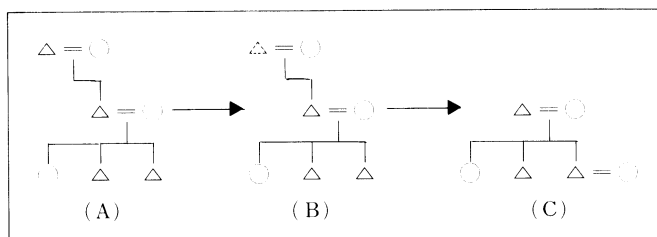
しかしながら、日・韓両国の伝統家族において「潜在的直系家族」が見られると言っても、その内容において異なるところがある。それは日・韓両国における長男の地位が異なることによるものである。すなわち、日本の伝統家族における長男の地位が「成就的」であることに対して、韓国伝統家族における長男の次・三男以下に対する地位は「生得的」であるからである。というのは、韓国伝統家族における相続と分家においては、家（＝本家）は必ず長男のみに受け継がれるものと決まっている。したがって、次・三男以下は結婚をすればもうひとつの別の家（分家）を創立するようになるわけである。すなわち韓国伝統家族の相続と分家においては、原則的に長男の分家は存在しないのである。

そもそも、日本の家（イエ）の周期における「潜

在的直系家族」は、韓国の家（チプ）のばあいにおいても同様に現われるものの、次のようにその内容においてはもともと異なるものであることがわかってくる。すなわち、まず、日本の家（イエ）における「潜在的直系家族」は、条件により親の扶養を引きうけることが珍らしくないので、次・三男の分家においても言えるものであるが、韓国の家（チプ）のばあいはその内容が異なってくる。というのは、韓国の家（チプ）の次・三男のばあいは結婚すればかならず新しい家（チプ）＝分家を創立することに決まっているためである。いいかえれば、韓国伝統家族における親（父母）は、長男との同居のみが認められて、次・三男とはかならず分家することとなっているのである。というわけで、韓国伝統家族の相続と分家においては、日本の家（イエ）のような次・三男の分家からなる「潜在的直系家族」はもともと考えられないのである。

また、日・韓両国の伝統家族における、長男と親（父母）からなる「潜在的直系家族」は、〈図1〉の家（チプ）の周期（直系家族の周期）にともなって出てくるばあいと、長男が結婚して親（父母）と離れて住んでいるばあいのふたつが考えられよう。

〈図1〉 家の周期（直系家族の周期）



ここで、家の周期（直系家族の周期）にともなう「潜在的直系家族」は、日・韓両国の伝統家族においてともに見られるものであるばかりでなく、その内容においても同様であると言えるものである。一方、長男が結婚して親（父母）と離れて住んでいるばあいの「潜在的直系家族」も、日・韓両国の伝統家族において同様に存在すると考えられるものであるが、その内容においてはそれぞれ異なる意味を持っている。日本伝統家族の相続と分家における長男の次・三男に対する地位は、韓国の家（チブ）のばあいとくらべてある程度「成就的」であるため、長男と親（父母）の一時的分居による「潜在的直系家族」は、いつでも次・三男と親（父母）のものに代えることができるのである。

それに対し、韓国伝統家族における長男の親（父母）との「一時的分居」は、その長男の地位が「生得的」であるため、「成就的」地位を持っている日本の長男と親（父母）からなる「潜在的直系家族」とはもともと異なるもので、いつかはかならずひとつの家（チブ）になるべきものと考えられている。すなわち、韓国伝統家族における長男と親（父母）との「一時的分居」は、形態的にはふたつになっていても、内容的にはいつもひとつなのである。というわけで、韓国伝統家族の相続と分家における長男と親（父母）との家族関係は、「潜在的」というより「分居的」とであると言える。

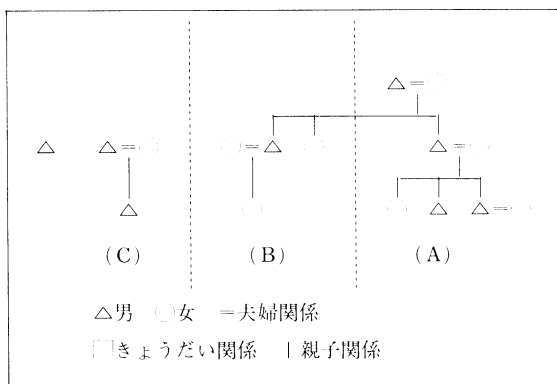
以上のようなことに基づいて、筆者は、韓国伝統家族における長男の親（父母）との「一時的分居」を、日本の家（イエ）のばあいの「潜在的直系家族」に代わって、「分居的直系家族」と呼ぶのが妥当であるとおもう。

以下、韓国伝統家族における「分居的直系家族」の類型化とその理論的枠組みを、各々の事例を通じて探ってみることにする。

三、「分居的直系家族」の類型

直系家族とは、家の構成を表した〈図2〉の模式図において見られるように、親（父母、このばあいの父母はどちらかのひとりだけでもいい）がひとりの子の生殖家族とだけ同居する家族を言う。つまり（A）に囲まれた部分である。日本の家（イエ）のばあい、ふつうは長男家族と同居する。しかしながら、韓国の家（チブ）のばあいは、長男との同居がふつうではなく、かならずそうしなければならないように決まっている。

〈図2〉 家の構成



つまり、日本の家（イエ）における長男は、次・三男に代わって自分が分家していくことがありうるが、韓国の家（チブ）における長男の分家はありえないということである。いいかえれば、韓国伝統家族における長男は、生まれたときから家

(チブ)を受け継ぐ排他的権利を持っているため、かならず親(父母)と一緒にひとつの直系家族を構成することに決まっているのである。

しかしながら、ここで、問題となるのは、このごろの韓国伝統家族における長男と親(父母)のばあいは、職場や結婚に伴う嫁と姑との葛藤などでやむをえず離れて住まなければならないばあいが出てくると言うことである。そして、この韓国伝統家族における実態と理想との隔たりから、日・韓両国における直系家族の差異が見えてくるばかりでなく、「分居的直系家族」の在り方が窺えるのである。

したがって、ここでは、以上のようなことを踏まえたうえで、韓国伝統家族における「分居的直系家族」の在り方を調べて、その類型化を試みてみることにする。すなわち、まず韓国伝統家族における「分居的直系家族」の在り方としては、次のような三つの類型が考えられよう。

一番目は、長男と親(父母)が離れて住んでいることを、ともに一時的分居＝「分居的直系家族」として考えているばあいである。

二番目は、長男と親(父母)との関係において、ある一方のみが一時的分居＝「分居的直系家族」として考えているばあいである。

三番目は、長男と親(父母)が離れて住んでいることを、ともに一時的分居＝「分居的直系家族」として考えていないばあいである。

また、以下においては、このような一時的分居＝「分居的直系家族」の三つの類型を、それぞれの事例を通じて確かめてみることにしよう。

(1) 長男と親(父母)がともに「分居的直系家族」を認めているばあい。

韓国伝統家族における長男の家(イエ)を受け継ぐ権利が、日本の長男の持っている家(イエ)の相続権とくらべて、相対的に生得的・排他的であることは前述したとおりである。しかしながら、この生得的・排他的権利というのは、一方においては権利でなく義務となるばあいもある。そのため、韓国伝統家族における長男の親(父母)との同居はあたりまえのこととなってくる。というのは、韓国伝統家族における長男と親(父母)とは、もともとひとつの家族として直系家族をな

すべきであるということである。このことは、長男が結婚してもかわりがない。また、たとえ長男が結婚して離れて住んでいても、ひとつの家族で直系家族をなしていると考えるべきであるのである。

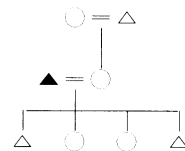
したがって、韓国伝統家族における長男と親(父母)が、ともに「分居的直系家族」を認めるのは当然のことで家(イエ)のもっとも典型的な類型であると言えよう。

＜事例1：河Aさん(53才)のばあい＞

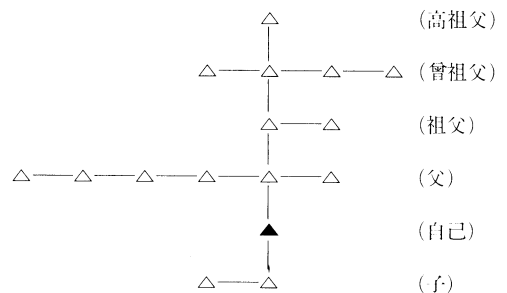
河Aさん(53才)の住民登録上における家族構成は、河Aさん(53才)と母(82才)、妻(53才)、長男(28才)、長男の嫁(26才)、長女(26才)、三女(26才)、そして次男(24才)の8人家族である。

＜図3＞ 次女(26才)は、一昨年に結婚して、戸籍から除籍されている。長女(26才)は、職場のために近くの晋州市で離れて住んでいるので、住民登録をうつしている。したがって、河Aさん(53才)の家(チブ)のばあいは、結婚して戸籍から除籍されている次女と、職場のために離れて住んでいる長女を除いては、戸籍と住民登録が同じである。つまり、河Aさんの家族構成は、韓国の典型的な直系家族であると言えよう。また、河Aさんの四代目の祖先までを、家系図で表したのが＜図4＞である。

＜図3＞ 河Aさんの家族の構成図



＜図4＞ 河Aさんの家系図



長男（28才）の職場は、河 A さんの家から車で 2 時間ぐらいかかる韓国新興工業都市の昌原市にある。したがって、実際には離れて住んでいるが、住民登録を親（父母）のところにそのままおいている。長男は、去年の秋結婚したばかりで、ほとんど毎週夫婦で親（父母）のところへ来ている。長男は 6 年前の短期大学卒業後から職場のために離れて住んでいるが、親の河 A さんはあらゆる面において一緒に住んでいると同様に考えていると言う。そのため、長男夫婦の生活に必要な食品類は、ほとんどのものを親の河 A さんが作って供給している。

また、次女（26才）と双子関係の長女（26才）の職場は、となりの晋州市にある。長女のばあいは、バスでの通勤も可能であるが、自分ひとりの生活を楽しもうとして、晋州市内の下宿で自炊をしている。

次男（24才）は、工業高校を卒業した後、晋州にある中小企業で働いていたこともあるが、現在は家の仕事（ビニールハウス）を助けるかたわら、自立のための自分の仕事を探しているところである。

河 A さんは 3 年前からこの村（丹木里）の里長を努めている。そのため、毎週金曜日に開かれる面（日本の町にあたる行政単位）の里長会議や村の仕事に追われている。しかしながら、村人たちの信頼を得ていることがなによりも自慢であるようである。ちなみに、里長の手当ては一カ月に 10 万ウォン（約 13,000 円）くらいにすぎないので、ある程度の奉仕精神がなければできないことであるのがわかる。一方、河 A さんは、里長を努めるかたわら、3,000 坪の水田で農業をやっている。その中で、毎年 400 坪くらいのビニールハウスにおいては、スイカやキュウリなどをつくっている。そして、一年間の平均農業所得は 1,000 万ウォン（約 130,000 円）ぐらいである。これは、村の全世帯の平均所得をやや下回る程度である。

河 A さんの家（チプ）は、自分と父の二代にかけて一人息子であったため、家族関係を大事にしている家（チプ）として評判がある。家（チプ）を受け継ぐことになっている長男は、三代目の宗孫になるわけで、また、河 A さんの家（チプ）は、ほかの家（チプ）にくらべて親子関係が親密であ

る。息子と娘たちの親（父母）に対する態度も格別であるばかりでなく、親孝行も村中によく知られている。

このような河 A さんの家（チプ）における親子関係は、住民登録上の家族と戸籍上の家族がほとんど一致していることからよくわかる。ふつう、結婚して離れて住んでいる息子のばあいは、たとえ長男であったとしても、自分の住んでいるところに住民登録をうつすのが一般的であるからである。河 A さんの長男のばあいは、実家から近いところに住んでいるわけでもあるが、ふつうは考えられないことである。というのは、実際に住んでいるところと住民登録地が異なればあいは、いろいろな不便がともなってくるためである。にもかかわらず、河 A さんの長男が住民登録をうつさなかったというのは、戸籍の載っているところに自分の親（父母）ばかりか先祖代々が住んできたからである。つまり家（チプ）を受け継いでいきたいという気持ちの現われであると言える。

しかしながら、次男（24才）は、長男とは異なる考えを持っている。すなわち、兄の長男が住民登録をうつさないのは、自分としては、非現実的で理解できないことであるという。まだ結婚していないためであるかも知れないが、もし自分が結婚して分家したら、かならず自由にやっていきたいという。もっとも、これは、親（父母）の祭祀を受け継ぐのは長男となることが当然であるとおもっているからであるのかもしれない。

まとめよう。一時的分居（＝「分居的直系家族」）とは、親（父母）と長男とが離れて住んでいることが条件となる。そのため、親（父母）と長男の住民登録が一緒になっているばあいは、法律적으로는一時的分居（＝「分居的直系家族」）としての条件が満たされていないとも言えよう。もっとも、ここでは、親（父母）と長男の実際の家族関係から判断するべきであるとおもう。したがって、実際離れて住んでいる河 A さんの家（チプ）における親子関係は、一時的分居（＝「分居的直系家族」）であると言うことができる。河 A さんの家（チプ）のばあいは、親（父母）と長男の両方がともに、いつかならず同居することを期待している典型的な「分居的直系家族」である。

(2) 長男と親（父母）のある一方のみが「分居の直系家族」を認めているばあい

韓国伝統家族における長男と親（父母）は、たとえ長男が結婚して離れて住んでいても、ひとつの家族で直系家族をなしていると考えるのが当然のことのように思われてきた。すなわち、韓国の家（チブ）における「分居の直系家族」は、長男と親（父母）とが離れて住んでいるばあい、長男と親（父母）のある一方や、または双方が否定することのできないある程度制度的な存在であると言える。

しかしながら、ここで制度と実態のズレが出てくる。というのは、何らかの理由で、長男と親（父母）のある一方が、どうも「分居の直系家族」を認めたくないと思うばあいもあるのである。結婚して離れて住んでいることを一時的分居（＝「分居の直系家族」）ではなく、完全な分家として考えたいというわけである。しかし、韓国伝統家族における長男と親（父母）からなる「分居の直系家族」とは、ある程度制度的な存在であるため、かれらは大びらに否定するわけにはいかない。というのは、長男と親（父母）のある一方が、「分居の直系家族」を認めない理由としてあげているのが、おもに他方に対する感情的不信から出てきたものであると想定されるからである。

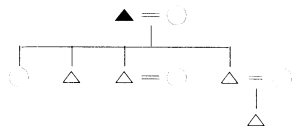
したがって、まずここでは、長男と親（父母）のある一方のみが「分居の直系家族」を認めているばあいを調べてみよう。このばあい、ふつう考えられるのは、長男の側の「分居の直系家族」に対する否定であろう。ばあいによっては、親（父母）の側の「分居の直系家族」に対する否定がまったくないわけでもないだろう。しかしながら、ここでは長男と親（父母）のある一方が「分居の直系家族」を認めているばあいを調べてみて、そのばあいの長男と親（父母）からなる「分居の直系家族」の類型化を試みてみようとおもう。

＜事例 2：河 B さん（55 才）のばあい＞

河 B さん（55 才）の住民登録上の家族構成は、河 B さん（55 才）と妻（52 才）、そして長女（26 才）の 3 人家族である。＜図 5＞ しかしながら、河 B さん（55 才）の戸籍上においては、長男（30 才）と長男の嫁（28 才）、次男（27 才）、次男の嫁（25

才）、三男（24 才）まで記載されている。住民登録と戸籍との家族構成員が異なっている。つまり、結婚した長男の家族が、親（父母）と離れて住んでいるのである。

＜図 5＞ 河 B さんの家族の構成図

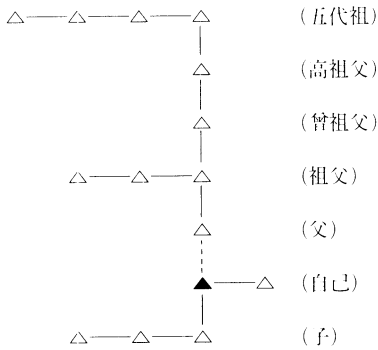


河 B さんは 3,000 坪の水田をもっている。そのなかで、毎年 800 坪には施設園芸（ビニールハウス）をやっている。ビニールハウスではトウガラシやキュウリなどをつくっている。ビニールハウスにおける仕事のほとんどは、河 B さんと妻のみでやっているが、ときたま長女に助けってもらっている。そして、河 B さんの一年間の平均農業所得は、1,300 万ウォンくらいである。この金額は、村の平均所得を下回るものであるが、河 B さん夫婦と長女の三人だけのくらしはまかなえるくらいであるという。

また、河 B さん（55 才）の家（チブ）の系譜を、家系図で表したのが＜図 6＞である。この家系図からもわかるように、母の異なる兄が養子にいったため、族譜上においては、河 B さんは 6 代目の宗孫である。したがって、河 B さんの長男は、7 代目の宗孫となってくる。韓国の家制度において、ほかの家（チブ）にくらべて、宗孫の家（チブ）の役割はたいへんなことである。このごろは、だいぶかわってきたとも言えようが、河 B さんのばあいはまだ宗孫としてのほこりと責任感を持っていることが窺われる。河 B さんののはなしによれば、長男夫婦を毎週呼んで、特に長男の嫁には 7 代目の宗孫の家（チブ）を受け継がせていくつもりでいろいろ教えているようである。

長男（30 才）は、河 B さんのところから、車で一時間くらいの昌原に住んでいる。3 年前大学をでて、韓国の大手財閥のひとつである金星グループの家電会社につとめている。また、河 B さんの長男の嫁は、慶尚南道庁につとめている。いわゆる共働き夫婦である。そして、結婚二年くらいしかたっていないので、ほとんど毎週親（父母）の

〈図6〉 河Bさんの家系図



*点線は養子関係を表す

ところにかよっている。それは、親（父母）の河Bさんの希望にしたがったことでもあるが、自分たちの生活上の便利のためでもある。つまり、まだ結婚したばかりであるので、日常生活における経済的不足や心理的不安などを親（父母）にたよっているのである。しかしながら、最近になって、特に嫁の方にそのような感情がだんだんうすくなってきているようである。嫁のはなしによれば、親（父母）と子の関係だけなら何でもやっていけるが、7代目の宗孫の家（チブ）を受け継いでいくことに対しては、安易に考えるべきではないという。というのは、長男の嫁の実家は娘のみの三人兄弟であるので、実家の親（父母）の老後のことも気になるばかりでなく、宗孫の家（チブ）を受け継ぐことによる親類相互の関係をきりもりする用事の増大が心配となるためである。

このような嫁の見解に対して、河Bさんの長男も、まだ親（父母）の前では言えないことであるが、ほとんどおなじ見解をもっている。すなわち、自分としては、できるなら、親（父母）の近くに住んでいる次男に、長男としての役割（実長権と相続権）をゆずりたいとおもっているのである。また、このような考えは、自分が7代目の宗孫としてやっていくべきの役割から逃げたいからでもあるが、宗孫の家（チブ）を受け継いでいくためには、できるだけそれとかかわる用事のできる子であるべきであるとおもうからである。つまり、親（父母）の近くに住んでいて、いつでも家（チブ）へもどってこられる次男がより妥当であると

おもうのである。

次男（27才）は、大学をでて、韓国たばこ人参公社につとめている。また、次男の嫁（25才）は、国民学校（小学校）の教師である。つまり次男夫婦もともばたらきである。次男夫婦は結婚したばかりで、まだ一年もたっていない。次男夫婦の職場はともにちかくの晋州市にあるため、晋州市に住居をもっている。晋州市は河Bさんの家から車で二十分たらずで行けるところである。そのため、自分たちもひまなときはいつも行ってみることにしているが、実家のほうが忙しいときには、しょっちゅう呼ばれている。たとえば、6代目の宗孫の家（チブ）であるため、一年中祭祀（法事）や門中の用事などで追われるのがふつうである。また、家の仕事（ビニールハウス）も河Bさんの夫婦だけではやっておれないので、近くに住んでいる次男の力を借りるようになってくるのである。しかしながら、次男の嫁のばあいはもちろんのこと、次男のばあいも、親（父母）の仕事を助けるのは当然のことであるとおもうが、祭祀（法事）や門中の用事などのような、長男のやるべきことに対しては不満を持っているようである。自分たちとしては、宗孫の家（チブ）を受け継ぐ立場にたっていないばかりでなく、たとえその役割（家長権と相続権）がまわってきたとしても、現在のところそうする考えはまったくもっていないという。

三男（24才）は、ことし大学を卒業して軍隊へ入っている。大学では農学部で農学を専攻したが、河Bさんのはなしによれば、農業をやっていくつもりではないという。また、河Bさん夫婦の希望としても、いま自分がやっている農業を受け継いでもらいたいとおもわないわけではないが、まずしい農業をやっていくより、どんな会社でもいいから、就職して都会へでていくことを期待しているという。すなわち、長男と次男にくらべて、河Bさんの三男に対する態度がだいぶ異なってくるのである。

最後に、長女（26才）は、一年前に大学をでて家の仕事（ビニールハウス）を助けている。大学では農学部で園芸学を専攻したので、ある意味においては自分の専攻を活かしているとも言えようが、親（父母）の河Bさん夫婦は不満であるよう

である。親（父母）の河 B さん夫婦としては、このごろ不景気で女の職場がなかなかみつからなくて困っているが、できれば一人前の社会人となって自立してもらいたいという。

以上をまとめよう。河北さんの家（チブ）のばあいは、河 B さんとの長男とのあいだに「分居的直系家族」が成立するためには、まずひとつ問題点のあることがあげられる。つまり、河 B さんの長男が受け継ぐ家（チブ）が、7代目の宗孫の家（チブ）であることである。これは、だれにも嫌われることであるばかりでなく、特に長男の嫁にとってはできるだけ避けたいことであろう。しかしながら、この問題は、むかしからどの家（チブ）においてもありうるものであったので、河 B さんの家（チブ）のみの現象ではないのである。宗孫の家（チブ）の長男のばあいは、いつもまわりに門中とその人々がいるので、自分の考えだけでは簡単に動けなくなっているわけである。また、長男の嫁の考えも問題となるが、これは、宗孫の家（チブ）としての用事の重さが一番気になってくるためであるようだ。もっとも、結局長男は「分居的直系家族」として河 B さんの宗孫の家（チブ）を受け継ぐべきであるので、宗孫の家（チブ）としての仕事はあまり問題とならなくなってくるだろう。したがって、長男の側が一時的分居（＝「分居的直系家族」）を認めたくないと思っていたとしても、親（父母）の側の考えやまわりの慣習が変わらないかぎりにおいては、これからも河 B さんの家（チブ）における「分居的直系家族」は存在するのである。

（3）長男と親（父母）がともに「分居的直系家族」を認めていないばあい

韓国伝統家族における長男と親（父母）は、もともとひとつの家族で直系家族をなすべきであるということは、前述したとおりである。また、それは制度的なものであるため、本来はどんなばあいにおいても必ず守られるべきことである。したがって、たとえ結婚した長男と親（父母）とが離れて住んでいるばあいにおいても、それは分家ではなく、一時的分居（「分居的直系家族」）にすぎないと判断されるのである。

しかしながら、長男と親（父母）の双方がとも

にそう考えたくないばあいがないわけではない。いわゆる制度と実態のズレである。長男と親（父母）のある一方のみが「分居的直系家族」を認めているばあいは前で調べてみたとおりであるが、ここで見ようとするのは、その双方がともに一時的分居（「分居的直系家族」）を認めず、一人前の分家として考えるばあいである。

したがって、長男と親（父母）の双方がともに一時的分居を分家として考えるばあいは、ある一方のみが「分居的直系家族」を認めないばあいとは異なって、「分居的直系家族」と言えない可能性も想定されよう。けれども、ここでは、まず韓国伝統家族における長男と親（父母）はもともとひとつの家族で直系家族をなすべきであるという立場にたって、長男と親（父母）の双方がともに分家として考えている一時的分居を「分居的直系家族」と認められる要素とその可能性を探ってみて、そのばあいの長男と親（父母）からなる「分居的直系家族」がどのようなものかを考えてみよう。

＜事例3：河 C さん（55才）のばあい＞

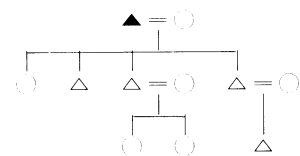
河 C さん（55才）は、三人の息子と一人の娘を持っている。しかしながら、現在一緒に住んでいるのは、三男（28才）と長女（25才）のみである。したがって、住民登録上における家族構成は、河 C さん（55才）と妻（55才）を入れて、四大家族である。＜図7＞河 C さん（55才）の戸籍上においては、長男（35才）と長男の嫁（32才）、そして男の孫（1才）も記載されているものの、一昨年前に結婚してソウルで離れて住んでいるため、親（父母）の河 C さんとは住民登録が異なっている。また、次男（32才）と次男の嫁（28才）は、6年前に結婚して釜山に住んでいる。次男夫婦には、6才と3才の二人の女の孫も生まれている。次男の家族は、韓国の戸籍法によって、結婚したときから河 C さんの戸籍から除籍されている。

河 C さんは3,000坪の水田をもっている。そのなかで、毎年1,300坪には施設園芸（ビニールハウス）をやっている。ビニールハウスではトウガラシやキュウリなどをつくっている。河 C さんは、去年病気になってから、畑仕事がほとんどできなくなってしまった。そのため、もっている3,000坪の水田のなかで、半分くらいは人に貸している。

そして、河 C さんの一年間の平均農業所得は、1,000万ウォンくらいである。これは、村の平均所得を下回るものであるが、河 C さんと妻、そして三男の三人だけのくらしにおいては、ほとんど困らない金額であるという。というのは、一緒に住んでいる長女は、ちかくの農業生産組合の職員としてつとめていて、自分の生活的な面においては自立しているからである。ちなみに、三男 (28才) は、体の動きが不自由な障害者である。

また、河 C さんの家 (チブ) の系譜を、家系図で表したのが<図 8>である。この家系図からもわかるように、河 C さんの家 (チブ) は、次男の系統である。しかしながら、兄の宗教がキリスト教であったため、河 C さんが家 (チブ) の祭祀権を受け継いだという。したがって、実際は長男の家 (チブ) としての役割をはたしていると言える。そのためであるかも知れないが、河 C さんの祖先に対する畏敬とか、伝統的 (儒教的) 慣習に対する執着はおどろくべきほどである。具体的には、お正月と秋夕 (お盆) はもちろんのこと、家 (チブ) の祭祀 (法事) には、自分の息子たちにならず参加するように連絡しているということである。また、もうひとつおどろくべきことは、大学へかよっていた長女 (25才) を、このごろの大学では伝統的慣習に反することばかりやっているという、二年が終わったときに中退させたことである。

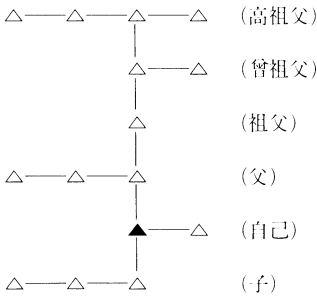
〔図 7〕 河 C さんの家族の構成図



このような河 C さんにとって、人に対してたいへんはずかしがっていることがひとつある。それは、次男が長男より先に結婚したことである。というのは、韓国の伝統家族においては、妹は兄より先に結婚することがありうるが、弟は兄より先に結婚することができないからである。弟が兄より先に結婚するばあいは、逆婚といって、みんなに嫌われることになっているのである。

長男 (33才) の家族はソウルに住んでいる。長

〔図 8〕 河 C さんの家系図



男は、大学をでて、ある商社につとめている。長男は、結婚する前の大学時代から親 (父母) のところを離れて住んでいたため、ソウルの生活に慣れている。故郷の親 (父母) のところへは、年に二、三回くらい帰っているが、進んで行っているわけではないという。長男は、親 (父母) の河 C さん夫婦の長年の反対にもかかわらず、いまの妻と結婚した。反対の理由はいろいろあったが、一番大きいのは、嫁の出身が入養子であることであつた。すなわち、韓国の伝統的な両班の家 (チブ) においては、受け入れにくいことであつたのである。それで、長男は、親 (父母) の河 C さん夫婦の心が自分から離れていることがわかってるので、自分で弟の次男にあらゆることを譲ろうとおもっているという。しかしながら、去年親 (父母) の河 C さんが病気になったときからは、老後の親 (父母) の面倒を見るのはやはり自分がやるべきことではないかとも考えているという。

次男 (32才) の家族は、釜山に住んでいる。釜山は、親 (父母) の河 C さんのところから車で二時間くらいで、ときどき帰っている。結婚して親 (父母) に分家してもらったとき、もう自分がもらえる財産を分けてもらったので、現在親 (父母) がもっている財産は、兄の長男や弟の三男のものであるという。しかしながら、親 (父母) が兄の長男に家 (チブ) を受け継がせたくないと言っているばかりでなく、兄も家 (チブ) を自分に受け継いでもらいたいと言っているので、困っているようである。というのも、両班の家 (チブ) の行なうべき規範を、幼いときから徹底的に教えてもらってよくわかっているためである。家 (チブ) の家長権や祭祀権などは長男が受け継ぐべきで、

次・三男のやるべきことではないとおもうからである。

一方、河Cさん(55才)のはなしによれば、長男とはまだしこりが残っているばかりでなく、次男の方がいろいろな面において家(チブ)を受け継いでいく資格を持っているという。それは、次男が自分の家(チブ)の近くに住んでいることから言っているだけでなく、兄弟に対する心づかいや祖先に対する態度などからも言えるのであるという。したがって、できれば次男に家(チブ)を受け継がせたいといっている。もっとも、河Cさんも両班の家(チブ)のやるべきことではないということはよくわかっているので、今からでも長男が自分の期待に答えてくれるようになったらとおもっている。また、去年自分が病気になるまでは、ときどき最後の頼りはやはり長男になってくるのではないかとおもっているという。

以上をまとめると次のようになる。河Cさんの家(チブ)における「分居的直系家族」のばあいは、親(父母)と長男の両方が、ともに認めたくないとおもっているので、現在のところ一時的分居(「分居的直系家族」)の存在は否定的であるかも知れない。このことは、韓国伝統家族における典型的な直系家族制が変わっていく可能性を見せているとも言えよう。もっとも、長い期間にわたってそこで生きてきた人々によって作りあげられた制度や慣習などは、簡単に変わるものではない。これは、河Cさんの家(チブ)における「分居的直系家族」のばあいにも同様に言えることであらう。

親(父母)である河Cさんは、長男と家族関係からなる「分居的直系家族」は認めたくないと言っているが、制度や慣習などに対する執着はだれよりもつよい。また、河Cさんの長男のばあいも、自分の取るべき親(父母)に対する責任や戸籍上における親(父母)との家族関係(「分居的直系家族」)などから、結局逃げられなくなるとおもうのである。

この事例でみるかぎり、現時点においては親と長男の家族はそれぞれ別の自立した家族であって、「分居的直系家族」と言わない方がよいだろう。しかしながら、韓国の伝統家族における「分居的直系家族」を分析するばあいは、分析上のひ

とつの類型として位置づけた方がより理解が深まるだろう。

四、むすび

本稿においては、韓国の伝統家族における「分居的直系家族」を、三つの類型に分けて調べてみた。また、それぞれの類型に対する事例を通じて、その類型化を試みてみた。その結果、次のようなことが言えるだろう。

まず、韓国の伝統家族における「分居的直系家族」は、だいたい次の三つの類型に類型化することができると言えよう。

一番目は、長男と親(父母)が離れて住んでいることを、ともに一時的分居(=「分居的直系家族」)として考えているばあいである。

二番目は、長男と親(父母)との関係において、ある一方のみが一時的分居(=「分居的直系家族」)として考えているばあいである。

三番目は、長男と親(父母)が離れて住んでいることを、ともに一時的分居(=「分居的直系家族」)として考えていないばあいである。このばあいは、河Cさんの事例で見えるかぎり、親(父母)と長男の両方がともに認めたくないとおもっているため、現在のところ一時的分居(「分居的直系家族」)の存在は否定的であるかも知れない。このことは、韓国の伝統家族における典型的な直系家族制が変わっていく可能性を見せているとも言えよう。しかしながら、韓国の伝統家族における「分居的直系家族」を分析するばあいは、ひとつの類型として位置づけた方がよいだろう。

以上のようにまとめられるが、親(父母)と長男との家族関係からなる「分居的直系家族」は、おもに互いの感情的不信によって否定的となってくるばあいもあるが、まだ制度や慣習などが越えられる段階までには来ていないとも言えよう。

ちなみに、韓国の伝統家族における「分居的直系家族」は、日本のばあいの「潜在的直系家族」とは異なって、もともと親(父母)と次・三男との家族関係からなるものはありえないということである。

＜参考文献＞

- 崔在陽、一九八二、『改訂韓国家族研究』、一志社
- 李光奎、一九七三、「韓国家族の構造」、中根千枝編、『韓
国農村の家族と祭義』、東京大学出版会
- 李光奎、一九七五、『韓国家族の構造分析』、一志社
- 李光奎、一九九〇、『韓国の家族と宗族』、一志社
- 金宅圭、一九七九、『氏族部落の構造研究』、一潮閣
- 李効再、一九七一、『都市人の親族関係』、韓国研究双書、
韓国研究院
- 鈴木栄太郎、一九四〇、『日本農村社会学原理』、日本評
論社
- 鳥越皓之、一九八五、『家と村の社会学』、世界思想社
- 中野卓、一九八六、『家と同族団の理論』、未来社
- 江守五夫・崔龍基、一九八二、『韓国両班同族制の研
究』、第一書房
- 伊藤亜人、一九八七、「韓国親族組織における集団と非集
団」、伊藤亜人編、『現代の社会人類学Ⅰ、親族と社会
の構造』、東京大学出版会
- 安秉坤、一九九二、「社会比較にかかわる基本言語（家・
親戚・同族）の位置づけの試み—家族・親族の日韓
比較のためのノート—」、『関西学院大学社会学部紀
要 65 号』
- 安秉坤、一九九三 a、「韓国における伝統的家族研究の
現状」、『社会学評論 44 卷 1 号』、日本社会学会
- 安秉坤、一九九三 b、「韓国伝統家族における長男の地
位」、日本村落研究学会第 41 回大会（北海道）